

川越市開発許可等の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年6月24日

川越市長

森田 初恵

川越市規則第49号

川越市開発許可等の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則

川越市開発許可等の基準に関する条例施行規則（平成１８年規則第４６号）の一部を次のように改正する。

第２条の見出し中「第３条」を「第３条ただし書」に改め、同条中「第３条の」を「第３条ただし書の」に改め、同条第１号中「以下」を「第３号において」に改め、同条第２号中「第４条第３号」を「第４条第１項第３号」に改める。

第３条（見出しを含む。）及び第４条（見出しを含む。）中「第４条第２号」を「第４条第１項第２号」に改める。

第６条（見出しを含む。）中「第５条第３号イ」を「第５条第４号イ」に改め、同条を第７条とする。

第５条（見出しを含む。）中「第５条第３号」を「第５条第４号」に改め、同条を第６条とし、第４条の次に次の１条を加える。

（条例第４条第１項第９号の規定による土地の区域の指定の基準）

第５条 条例第４条第１項第９号の規定による土地の区域の指定は、予定建築物の用途、土地の区域等が次に掲げる基準に該当する場合に限り行うものとする。

- (1) 当該指定に係る土地の区域及びその周辺の地域において、当該指定に係る予定建築物を建築する目的で行う開発行為のため、新たな公共施設を整備する必要が生ずるおそれがないと認められること。
- (2) 市の区域のうち当該指定に係る土地の区域を除く区域において、当該指定に係る予定建築物を建築する適当な土地がないと認められること（市長が市の振興を図るため、特に必要があると認める場合を除く。）。
- (3) 当該指定に係る土地の区域の面積が２０ヘクタール未満（市長が特に必要があると認める場合にあつては、市長が認める面積）であること。
- (4) 当該指定に係る予定建築物の用途が流通業務施設又は工業施設であ

ること。

- 2 前項の規定にかかわらず、市の区域内に現に条例第4条第1項第9号の規定による指定がされている土地の区域（以下この項において「指定済みの区域」という。）がある場合においては、当該指定に係る土地の区域の面積に当該指定済みの区域の面積の合計を加えた値が20ヘクタール（市長が特に必要があると認める場合にあっては、市長が認める面積）未満の場合でなければ、同号の規定による土地の区域の指定は、行わないものとする。ただし、当該指定済みの区域において建築されている建築物の敷地（建築物と一体的に利用する駐車場等を含む。）の面積の合計が当該指定済みの区域の面積の合計の10分の8以上を占める場合は、この限りでない。

- 3 前項ただし書に規定する場合における第1項第3号の規定の適用については、同号中「20ヘクタール」とあるのは、「20ヘクタール（次項に規定する指定済みの区域において同項ただし書に規定する建築物の敷地以外の土地がある場合には、20ヘクタールから当該土地の面積（その面積が20ヘクタールを超える場合にあっては、20ヘクタール）を減じた値）」とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。